

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所3号機 設計及び工事の計画（蒸気発生器伝熱管の施栓工事）【2】」
2. 日時：令和5年11月10日（金） 17時00分～18時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
坂本安全審査官

関西電力株式会社：

高浜発電所 課長◎ 他4名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 設計及び工事計画届出書 補足説明資料 高浜発電所第3号機
蒸気発生器伝熱管補修工事

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから高浜発電所第3号機の蒸気発生器伝熱管補修工事に係るヒアリングを始めたいと思いますよろしく申し上げます。
0:00:11	前回のヒアリングを踏まえて資料充実してもらっているのでまず更新点変更点について関西電力の方から説明してください。
0:00:21	関西電力の大本酒巻セトの大本でございます。
0:00:25	それでは変更点の方から補足説明書の使いまして説明させていただきたいと思います。説明は福井の方からいたします。
0:00:36	関西電力の福井です。お送りさせていただいた資料の1枚めくっていただいて、2ページ。
0:00:44	工事概要について、
0:00:46	2ですけども、
0:00:48	ここ工事概要欄の
0:00:53	連立関数の括弧ありなしの意味を明記することとしまして、
0:00:59	注記12で設計確認値及び現設備が保有する値を示すと明確明確化しております。
0:01:09	ちょっと、
0:01:11	二つ目ですけども、同じページで、全体報告の内容を踏まえ、届け内容への影響について記載すること。
0:01:20	ということに関しまして、まず左下の工程案のところ、
0:01:24	そちらに昨日、原子炉施設故障等報告書提出をしておりますので、そちらの実績を入れてございます。
0:01:33	さらに右上の変更内容のところ、現在プレ数として公表した内容を踏まえても、層厚計画に変更がないことを記載しております。
0:01:45	三つ目ですけども、こちらと同じページでメカニカルスリーブPLUGの機能的な位置付けを記載することということに関しましては、
0:01:53	一番右下のところに記載をしております。
0:01:56	説明は先日同じですけども
0:02:00	伝熱管ばっかしない場合は通常メカニカルプラグを施工しておいて、一次側のバウンダリーはメカニカルPLUGで、二次側のバウンダリーは
0:02:11	伝熱管という形になります。
0:02:13	一方で
0:02:16	レンゲツカーンを抜管する場合には、イチカワ衛藤メカニカルPLUGでバウンダリー取ってまして西側の方が、江藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:26	考えない状況になりますので全然使わない状況になりますので、そちらについてはスリーブ呉の方を設けてそちらで二重のバウンダリを形成するという使い分けが、をしております。
0:02:39	続きまして、
0:02:44	下ページ 5 ページ。
0:02:46	ですけども、
0:02:51	を継続制御系の悪化について充実すること。
0:02:55	費目の位置付けを明記することということに関しまして注記を打っております、
0:03:01	ふふふ、要目表に注記を書いております、そちらで明確化をしております。
0:03:14	続きまして、
0:03:18	8 ページ。
0:03:22	2、
0:03:26	手続き以外とか最新化、あらため確認し修正することということで、関しまして江藤さん古いものをつけておりましたので最新版の張りかえを実施しております。
0:03:42	続きまして、
0:03:46	下ページ、16 ページ。
0:03:50	継続制御としての耐震強度に関する説明書及び構造図、こちらの方の理由を充実しております、
0:04:00	耐震性及び強度に関する説明書につきましては、原子炉冷却系統施設として、
0:04:08	添付をしております、継続制御系統性としては、この評価に包絡されるため不要という記載にしております。
0:04:16	構造につきましては、
0:04:19	蒸気発生器はおっしゃる原子炉冷却系統施設として、構造添付しているので、継続制御系統性としての添付を不要と期待しております。
0:04:35	続きまして下ページ 19 ページですけども、
0:04:42	条文の整理に関して、各条文について、コウ 5 まで分けて記載することに関しましてコウと 5 の記載を追加して各々適用要否の判断をしております。
0:04:55	この中で、
0:05:05	下ページ 30 ページですけども、
0:05:08	54 条第 2 項、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:10	のところで、具体的にコメントいただいてまして、54 条第 2 項の第 1 号につきましては、
0:05:19	非事故収束に必要な容量を有することということでこちらについては対象と整理しております。
0:05:28	第 2 号につきましては、
0:05:30	他の現象施設と共用しないため審査の対象増分にはしておりません。
0:05:37	3 号につきましては、多様性の考慮については既工事計画において適合性が確認されておりますので、選任しても何も考えることで審査対象常務とならないという整理をしております。
0:05:52	続きまして、
0:05:55	1 ページめくって 31 ページ、江藤 59 条から 71 条に記載のある、
0:06:03	流路のニイツ従来事故等対象設備、流路のルールについて、何を確認しているか明記すること、場合によっては本数も関係あることを記載すること。
0:06:14	ということで、59 条以降のところ、
0:06:17	一部追求しておりまして、
0:06:25	書店による影響がないことを確認するための後に、現実化の本数を変更する前は、流路については伝熱管の本数を変更する線は、
0:06:34	審査対象条文であるという記載にしております。
0:06:37	一方熱交換機につきましては、
0:06:40	前列間の加熱面積を変更する推薦は、審査対象条文であるというふうに使って記載を充実しています。
0:06:52	59 条から 63 条。
0:06:57	と、33 ページの 71 条。
0:07:02	で、反映をしております。
0:07:06	周辺については以上でございます。
0:07:11	規制庁西内です。規制庁側から事実確認進めたいと思います。
0:07:20	原子炉規制庁阪本です。
0:07:23	私から何点か質問があるんですが、まず 1 点目として、
0:07:27	今回、
0:07:30	メカニカル PLUG を使って説明するということなんですけど、
0:07:35	その要目表にメカニカル PLUG の材料、
0:07:39	そして、
0:07:42	二つほど併記されていて、
0:07:45	今回は、目標を見る限りだと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:51	併記してる江川のGNCF697 というものを使っていると思うんですがまずその理解確認させてください。
0:08:02	関西電力の福井です。その通りです。
0:08:06	石垣先生のサカモトです。
0:08:09	それありがとうございますそれでこの二つ、下記書いてるってことは多分二つ材料があると思うんですけど、この二つっていうのはどういう違いがあって、どういうときに使われているものなのか教えてください。
0:08:23	関西電力の福井です。
0:08:30	前列からの材料につきましては、
0:08:46	メカニカルPLUGの材料につきましては先ほど申しあげました通り今回の説明においてはGNScf690 紙を使用します。一方、下の方にある、
0:08:58	特殊熱処理ニッケルクロムの方なんですけども、こちら過去に使用していたものでありまして、現状、使用する材料は、設計建設規格の中で定められている、
0:09:12	ジャック名いわゆる集めたい。
0:09:14	なんですけども、当時はこの材料に対する規格がなくてなかったもので、特に特任として、ここの材料を使用して、
0:09:25	接点をするという、
0:09:28	ことを実施しておりました。
0:09:34	検証規制庁サカモトです。
0:09:36	ということは、昔使っていた材料が書いてあって、ただ今回はそっちじゃなくて、今、JASMINE書いてある方を使うんで、この書き方なっているとそういう理解でよろしいですか。
0:09:48	関西電力の福井です。その通りで、
0:09:51	原子炉規制庁の加茂で承知しました。
0:09:53	次なんですけど、
0:10:04	と店舗
0:10:05	資料の、
0:10:06	4 の健全性に関する説明書の試験検査性の
0:10:11	ところで、
0:10:16	1 点、1 点ぐらい質問なんですけど。
0:10:30	今回試験検査性の
0:10:31	具体的な、
0:10:33	こういうふうな設計にしますというので一つに、メカメカPLUGの外観検査のために

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:39	SGにフォローを設けますと、もう一つ、機能性能として、
0:10:44	メカニカルPLUGの応援を確認するためにバウンダリの耐圧漏えい。
0:10:49	検査と試験をすることを書いているんですけども、このバウンダリの耐圧漏えい。
0:10:54	試験というのは具体的にはどういうことをやるのか教えてください。
0:11:02	関西電力の福井です。
0:11:03	メカニカルPLUGの永代暑う漏えい検査につきましては、
0:11:09	RCS漏えい検査、RCS漏えい検査のタイミングで、バウンダリのバンドが健全であることを確認いたします。
0:11:23	ベッショ井清サカモトで具体的にはどういうことを、
0:11:26	来ないでしょうか。
0:11:39	きちんと聞こえてますか。
0:11:41	ちょっとお待ちください。
0:12:06	関西電力の福井です。具体的にはRCS漏えい検査で、一次側が高圧の状態になった状態でSG二次側のほう素濃度を測定しまして、漏えいがないことを確認しております。
0:12:25	院長規制庁坂本です。ありがとうございます。
0:12:29	その 15 条の、
0:12:32	県でもう 1 点 15 条というか近景させ資金検査性の件でもう 1 回確認したい。1 点確認したいんですけど、今回この試験検査性っていうのは、
0:12:43	メカニカルPLUGについての、
0:12:46	その性能を確認するために行ってるという理解でよろしいですか。
0:12:53	関西電力の福井です。その通りです。
0:12:57	今回、敷地イセ様で今回資料を修正いただいて、補足説明資料の、
0:13:09	29 ページ。
0:13:14	50 条の重大事故対象施設の中の 3、1 項 3 号、
0:13:19	のところを見る統制するプラザを含めた蒸気発生器が、
0:13:25	設計できることっていうふうな書き方になってるんですけど、これは、
0:13:29	推薦するPLUGがっていうのが正しいってそういう理解でよろしいですか。
0:13:38	ちょっとお待ちください。
0:15:18	関西電力の福井です。おっしゃる通り 54 条に対してもメカニカルPLUG のことですので 15 条側の記載に合わせたいと思います。
0:15:30	原子力成長サカモトです。そうですね。PLUGのことだと思うので、修正をお願いします後、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:36	まず先ほどの耐圧試験の件も、こういう試験やってましたことを補足説明資料に追記いただけますでしょうか。
0:15:49	感染力のフクイです。承知しました。
0:15:52	原子炉規制庁高本です。
0:15:54	もう1点なんですけど、
0:15:56	15条。
0:15:59	食説明資料の、
0:16:08	22ページ。
0:16:11	15条4項で、
0:16:13	飛散物により損傷の防止について記載されていると思うんですけど、
0:16:19	今回、蒸気発生器自体、その飛散物謀臣対策自体はとってはいる。
0:16:26	鎌田ぴあの仲田から大丈夫かとかそういうのあると思うんですけどそういうのを踏まえ、
0:16:30	やってる本木オカダ。
0:16:32	もともと工事計画においては見てるんですけど、その適用性はもうアノ1が動かないっていうのを、変わらないということで、
0:16:39	三角とそういう理解でよろしいですか。
0:16:43	他電力の福井です。その通りです。
0:16:46	規制庁阪本です。
0:16:48	ありがとうございます。私からは以上です。
0:17:11	規制庁サカモトですみません私からもう1点なんですけど、
0:17:17	今回補足説明資料の方で、
0:17:20	その添付の有無、
0:17:22	要否についてマルバツ書いていただいて、
0:17:27	計測制御系の耐震
0:17:30	等強度については、
0:17:34	元冷系の方で記載があるっていうことで、
0:17:39	バツで、添付表ということになってるんですけど、耐震のところを見ると、現連携のことが書いてあるとそういう添付資料見ると書いてあるというそういう今の、
0:17:48	添付の仕方だと思ってるんですけど、新規制基準のときの耐震だったり、強度の話、見に行くと、
0:17:59	計測西洋系の方の蒸気発生器のところに、
0:18:03	耐震計算に関しては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:08	元連系の方で見てるので、省略しますみたいな、そういう一部が書いてあったりするんですが、今回は耐震計算し耐震の
0:18:17	添付にはそういうことは書いてないと思うんですがその理解でまずよろしいですか。
0:18:25	関西電力の福井です。その通りです。
0:18:30	規制庁阪本です。
0:18:32	原理、
0:18:34	形、
0:18:35	として書いてるのはわかるんですけど継続性でも、見てるっていうことは書いておいた方がいいと思うので、
0:18:42	記載していただくことは可能ですか。
0:18:51	規制庁西内ですけど。
0:18:53	若干補足的にですけど、
0:18:56	まず、新基準のときの添付資料の整理があると思うんですけど、
0:19:03	新規制基準の時の添付資料の整理っていうのは、端的に言うと、この補足説明資料で今計測系制御系統施設としての耐震計算書はバツになってるじゃないですか。
0:19:14	これは新基準のときは0だったっていうふうに私理解してるんですけどその認識はまず合ってますか。
0:19:25	一つお待ちください。
0:19:48	関西電力の藤です。一括工認のときにおきましては、ツジ設備も多数ありまして添付が必要というふうに整理をしております。
0:19:59	今回のような個別案件、SGの細管補修等におきましては、
0:20:07	継続制御兼用としては不要というふうに整理をしております。
0:20:16	規制庁西内です。
0:20:19	ちょっと、まず、理由はよくわからないのは進まないところなんですけどね。
0:20:23	一括購入の時は設備が多数だからつけてました。今回はつけないっていうのは、なぜそういう整理っていうんですしたっけ。
0:20:32	いや普通に考えてですよ、設備が多数だから代表して載せてませんでした。
0:20:37	今回は設備が1個しかないからつけますっていう方が普通の考えですよね多数っていうことを理由にするのであれば、
0:20:45	ちょっとだからその理由がよくまず理解ができなかったんですけどっていうところがまずあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:58	あれ単純に今確認したかったのは、
0:21:01	そもそもですけどその個別の時は何か
0:21:05	片方はつけないっていう多分そういう整理って本当になされてるんですかってのがまずそもそも疑問で今の話でいうと、
0:21:12	本当にそれ整理されてるんですかねと、整理されてないんであれば基本的には今までの審査、
0:21:18	特に新規制基準の一括工認の時には、いわゆる
0:21:24	規制庁での新規制基準を立てて、工認も要は基本設計方針という新しくできたわけじゃないですか。
0:21:30	だから工認作成要領みたいなものも作って、お互いに共通認識を作ってやっていたのその審査実績っていうのがある一つの形スタンダードだと思っています。
0:21:39	で、そのスタンダードから整理を変えてるんであればちょっと変えた実績っていうのを明確に説明いただければそれで結構ですし、意図せず変わっちゃってただけだったのであれば、適正化した方がいいっていう多分そういう確認をしたかったっていうのが趣旨でございます。
0:21:55	ゆていうところを踏まえて先ほどの回答をもう1回ちょっと聞きたいんですけど。
0:22:00	まず変えイトウせ使いアノや整理を変えている。
0:22:03	のであれば、
0:22:05	変えた理由をちょっと明確に説明いただきたいのと、変えた経緯っていうところは明確にっていうことなんですけど、
0:22:12	少なくともさっき聞いた理由だけだと、
0:22:14	理解はできなかったっていうのが今現状正直なところですよ。
0:22:24	ちょっとお待ちください。
0:23:34	関西電力の福井です。まず一括工事の方におきましては、計測制御の方で改めて評価をし直す必要がございましたので、する機器内規を含めて一通り継続性として添付しておりました。
0:23:47	一方SGに関してですけども、SGは再評価するものではないので、SG案件においては、
0:23:56	継続作業としては添付しないという形を
0:24:00	過去から取ってきています。
0:24:03	ただおっしゃる通り、
0:24:06	ここで改めて、
0:24:08	生活のような整理に見直すというところも問題はないです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:19	規制庁西内ですけど、まず問題はないというかですね、まず、そうやって整理を見直したっていうのは何か明確に残ってるんですけど。
0:24:31	いや単純に今まで結果的にそうなってましたっていうのと、そう説明してお互い共通理解終えたかっていうところで雲泥の差があると思っていて、
0:24:48	関西電力の福井です。
0:24:49	衛藤。従来通り補足説明資料の方にはその整理をしているという記載はしております。
0:24:59	ただそこまで深く議論になったという実績がないのでどこまでご理解いただいているかどうかは
0:25:08	現時点では持ち合わせておりません。
0:25:12	規制庁西内ですけど、今回前回ナカガワの方からちょっと確認をさせていただきましてけど、多分こういう確認をしない限り多分お互い共通理解なんか絶対ならない、ならないと思っていて、
0:25:23	ちょっと改めて、理由をちょっと明確に聞きたいんですけど。
0:25:28	新規中の一括工認のときは、
0:25:34	再評価する必要性がありましたのでっていうのは要はそれは基本設計方針設備として、計測制御系統性と清ツジを位置付けました。
0:25:46	そのSGの耐震性っていうものについて、基準地震動というものが変わったので、再評価する必要性があったので載せてます。
0:25:54	という言い方でいいんですけど。
0:26:03	慣性力のフクイでその通りです。
0:26:05	はい。規制庁西内です。それを踏まえてちょっと今回の工認に当てはめて確認ですけど、基準地震動は変わってないのでそういった意味での再評価は必要ないかもしれないんですけど、
0:26:16	今回SG自体を、SG自体自体というか、野瀬線をすることによって、SG自体の耐震評価っていうものを再評価してるわけですよ。
0:26:27	それは、
0:26:29	原子炉冷却系統施設としてもそうですし、計測制御系統施設としても、当然そうですよね。
0:26:35	要は新基準のときの新基準のときは、まず1個1個1個1個行くと、今回のまず再評価をしますよね耐震は。
0:26:43	これは計測系制御系統施設が現礼節が関係なくなんですけど、
0:26:49	それはまずイエスで大丈夫ですよ。
0:26:53	関西電力の小出その通りで、はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:55	そうすると、やっぱり理由がわからないのって思ってるのがですね。
0:26:58	シンケイジの時は、基準地震動を見直し高さ評価してます。
0:27:03	今回は、
0:27:05	SGの推薦に伴う再評価をしてますっていうので、再評価してることはお互い変わらないわけですよ。
0:27:11	じゃあ何で今回だけ計測制御系統施設を添付しなくていいのかっていうところがやっぱりよく違いがわからないんですけど、それはどういう理由があるんですか。
0:27:22	ちょっとお待ちください。
0:30:01	関西電力の福井です。一括購入におきましては先ほども申し上げたんですけども、継続性を系統施設として、金融によって改めて評価をする気がございまして、
0:30:13	継続制御系統施設としての機器を列挙した上でSGについては、原燃側で評価をしているという記載をしておりました。
0:30:25	今回は、今回につきましては、当基金は蒸気発生器だけですので、その数等、
0:30:34	以下はしておりません。
0:30:39	規制庁ニシウチですけど結局なぜかっていうところがわからなくて、
0:30:44	いや、今の説明をとういうんだっただです。新基準当時も、計測制御系統施設として、
0:30:52	SGは記載が省略されてたっただらまさに同じ理由ですよ。
0:30:57	起振基準当時も、SG本体としては別に評価
0:31:04	元連携に包絡されるので、書いてませんってことですよ。
0:31:07	新基準当時戸谷結局その理由がわからなくて、
0:31:11	施設として、いや、まず、今の理由だと。
0:31:18	耐震計算書っていうものが、計測系。
0:31:22	計測制御施設全体でつけなきゃいけないものなんだっていう説明だったら今のものは理解できるんですよ。
0:31:30	ただそうじゃないですよ別に機器単位でつけるものですよ耐震説明書って聞きたいというか、正確に言うとDBの設計基準対象施設単位でつけるものですよ。
0:31:40	設計基準対象施設の説明書なので、
0:31:45	なので計測制御系統施設、
0:31:50	っていうものが系統として変わっていたので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:53	そのうちのSGも一緒に載せてました。でもSGの説明は原子炉冷却系統施設としての説明と一緒にだからってということで出家結局書いてないわけですよ。
0:32:03	が書いてないとか省略してるわけですよ。
0:32:07	そんな時から初めから書いてないっていうのは何かわかるんですよ。
0:32:13	ただ今回は結局、
0:32:17	別に計測制御系統施設全体じゃなくて単体でしか出てなくて、
0:32:22	ていうところで結局機器単体でとらえた見たときに何か違いがあるっていうところが変わりがなくてよくわからないというのがやっぱり正直なところで、
0:32:30	ちょっと耐震だと明確には書いてないんですけど、同じ話これ強度にもいえると思うんですけどね。
0:32:35	強度の場合って、
0:32:40	工認作成要領って新基準の時にまとめてますよね。
0:32:45	最初にちょっと私が冒頭言った新基準当時に基本設計方針とかいろいろ形が変わるのでお互いの間で共通理解を得るために作ってるものだと思うんですけど、
0:32:55	その中で、強度計算書に関しては、いわゆる基本設計方針設備を添付するっていうふうに明確に書いてあると思うんですよ。
0:33:04	耐震も結局今私が言いたかったと同じことで、結局設備単位で野瀬てるわけですよ。
0:33:13	設備単位で野瀬てるときに考えた時に耐震も、おそらく京都と同様にですけど基本設計方針設備を載せていて、
0:33:21	だからSGも添付はしている。
0:33:23	でも実際の計算は変わらないのでそれは原子炉と全く同じものをつけるわけじゃなくて、原子炉冷却系統施設の結果に同じっていうふうな結果の表記の仕方をしている。
0:33:37	というだけだと理解をしていて、なので新基準と特に整理を変えている理由がよくわからないというところでしたと。
0:33:46	少なくとも強度に関しては工認作成要領で表記されている範囲、
0:33:54	踏まえて考えると、何か明確にちょっと整理が変わっているように感じるんですよ。
0:33:59	なんかちょっと整理を変えているのであれば、変えた理由を正確、明確に説明いただく書いていないのであれば、
0:34:06	多分今回は変わってる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:08	結果になっちゃっていると思うので、適正化いただくっていうそういうことなのかなと思いますけど。
0:34:16	関西電力の大本でございます。おっしゃる通り、ちょっと糸井と手塚わってるところがございますので、整理の仕方は変えておりませんので、適正化させていただきたいと思います。
0:34:31	はい規制庁西内です。
0:34:35	そういう意味では、
0:34:37	ちょっとすみません、さっき長くしゃべっちゃったんですけど、
0:34:39	基本的には
0:34:41	何か施設全体でとかそういう話は何もなくて、基本的に基本設計方針設備とか要目に書いてるような設備、
0:34:53	変更、再評価するとか変更がある。
0:34:56	のであれば、それを耐震説明書上で説明をする。
0:34:59	という基本的な考え方は変わってなくてっていう理解でいいんですかね耐震補強とか、
0:35:07	関西電力の大本でございます。おっしゃる通りでございます。わかりました。で、今回、強度に関しては、現冷系とか計測系制御系統施設とか、
0:35:19	そういったジャンルで説明されていなくて、共同暮らす上で、の結果として記載をいただいているので、言うなれば、
0:35:28	ちょっとこの添付で伸ばすっていうところだけが理解できなかったっていうだけなんですよね。多分読め添付書で読める範囲だったと思ったので、添付してます。
0:35:37	で、クラスとしては、00なので、そのクラス、結果として載せてます。
0:35:43	ということでも十分理解できるし、耐震に関してはそもそも現0施設としての結果しかなんかもどこにも、どこをどう見てもちょっと載ってなかったので、ちょっと結果等添付等含めてちょっと確認をしたかったというところでしたと。
0:35:58	ということでちょっとごめんね改めて確認ですけど、
0:36:02	基本設計方針設備要目設備の単位で、再評価ないし確認すべき事柄、最新説明書で説明をするものであって、
0:36:13	という理解行って、
0:36:15	大丈夫ですかね。
0:36:16	何か認識そごありそうですか。
0:36:19	関西電力の大本でございます。認識のそごはございません。
0:36:24	わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:26	そうすると、先ほどちょっと適正化するという話もありますけど、
0:36:32	ちょっと耐震に関しては添付資料の方にちょっと
0:36:35	少し記載を充実するような形になるのかなと思うんですけど等補正される理解でよかったですかね。
0:36:43	関西電力の大本でございます。報告をさせていただきたいと思っております。
0:36:47	規制庁西内です。わかりました。そうすると少なくとも補足説明資料上の16ページの多分添付要否ってところの考え方も、
0:36:56	今耐震性に関する説明書と強度に関する説明書0になる。
0:37:01	だから、説明は毛利湯村も変わるってことだとは思うんですけど、そういう理解のもとで補正をされるという理解で合っていましたかね。
0:37:11	内陸のオオモトでございました。おっしゃる通りです。はい。規制庁西内ですわかりました共同計算者の方は先ほど言ったように現状の記載で読める範囲なのかなと思ってたんですけど、
0:37:22	必要に応じて補正されるようなその考えのもとで構成されるんでお越しいただいて、また確認させていただければと思いますと、変えないということでも変えない旨で補足説明書の方をしっかりと更新いただければと思います。
0:37:34	あとはあれですね
0:37:36	今ちょっと耐震のところはちょっとそういう意味でいたせず整理が変わっちゃっているのかなというふうに思って確認をさせていただいたんですけど、それ以外のところでももちろん関西電力として改めてちょっと整理。
0:37:48	こういった記載の点、添付の整理の仕方ってところは確認をいただいて、意図せず変わっているようなところがあるんだったらそれをあわせて適正化いただく、逆に意図して変えてるんだったら、
0:37:58	その意図して書いてる内容をしっかりと説明いただくということをちょっとお願いしたいんですけども。
0:38:04	そういった意味では今現状、他に意図せず、変えている、ないし、意図して変えている場所って何か意図せず、変えているような、ちょっと今、現状把握は難しいかもしれないんですけど少なくとも意図して何か変え整理を変えているような場所はない。
0:38:19	という理解をして大丈夫ですかね。
0:38:22	関西電力の大本でございます。イとして書いてる箇所というのは、現状のところございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:28	はい。規制庁西内ですわかりましたそういった意味でちょっと今一度ちょっとその整理がちゃんと新基準の時と同じなのかどうかというところは再度確認いただいた上で、
0:38:38	その結果耐震だけちょっと直す必要があるので私のところだけちょっと適正化をしつつとして補正を提出いただければと思います。よろしいでしょうか。
0:38:47	承知いたしました。一つ確認なんですけれども、制をした場合に、また30日という、そういうことになるのかどうかというところで、我々工程の方を少しちょっと考えてるところなんですけれども。
0:39:00	ちょっとご意見聞かせていただければと思います。
0:39:04	はい。規制庁西内ですけど、基本的にはもともとの届け出日から30日ということでカウントで結構です。
0:39:12	法令上も一応話がありますけど、変更の届け出とかをした場合は、
0:39:18	そっから30日とかっていう再カウントされたりするんですけど、今までこれ実績ありますけど30日の届け出の場合で補正はさんでも、別にそこはノモトの30日からカウントしてということで一応今までも実績がありますのでそこはそこのご認識で結構かなと思います。
0:39:34	関西電力の大本でございますありがとうございます。我々の方、それで安心して対応させていただきたいと思います。アノをしっかりと確認して入れさせていただきたいと思います。
0:39:48	はい。規制庁西内です。
0:39:51	藤規制庁から他に何か確認しておきたい点ありますでしょうか。
0:40:01	はい。規制庁中です。
0:40:04	先ほどの耐震の説明書と強度に関する説明書ということでこちら辺の
0:40:10	添付の要否ということについては私の方から前回、いろいろとコメントをさせていただいたところでして、そもそもの計測制御系統設備の位置付けがよくわからないというところで、
0:40:23	今回そこはですね、補足説明資料の方にも、
0:40:28	要目表の注意書きとして基本設計方針としてこれは申請するものだと。
0:40:35	まずは設備の位置付けが明確になったというところは理解してますんで、その位置付けに基づいて、それぞれの添付書類にですねどういうふうに兼用であって基本設計方針として記載している。
0:40:51	計測制御系統設備を落とし込んでいくのかと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:55	いうところについてはですねちょっとコメントの繰り返しにはなるんですけど、そもそもの新規制基準の時にですね、こういった設備について、それぞれの添付書類にどういうふうに落とし込んでいくか、これは、
0:41:09	公認作成要領ということを作成してですね、それに基づいて、添付書類が作られたかと思ってます。
0:41:16	そういう意味でその当時のですね、作成要領なり
0:41:20	添付書類での記載の仕方こういうことをベースにですね今回それは考え方としては踏襲してるというふうに理解しております。で、
0:41:32	少し具体的に言えばですね基本設計方針自体も、1オオクボの強度計算の
0:41:39	対象であるということは作成要領にも書いていたというのは、確認しましたし、
0:41:45	例えばですね、耐震計算書なんかを当時の確認しますと、
0:41:51	例えばですね、継続制御系統設備に、については
0:41:58	原子炉冷却系統施設と兼用の設備であり、評価内容は共通であるため、耐震評価は現冷系の耐震計算書に記載すると。
0:42:08	というような記載だったかと思ってましてですね、これを踏まえるとちょっと今回のですね補足説明資料における耐震説明書と強度に関する説明書の理由というところがですね、
0:42:21	単に不要であるというところですね若干ちょっと差異があったところからですねちょっと事実確認をさせていただいたところです。さらにはそれを踏まえてですね添付書類を見たときに、
0:42:33	客観的に見ればですね計測制御系統が基本設計方針であるものそれ自体は、その計算書の対象であってですね、
0:42:44	基本的にはその
0:42:47	従来の新規制基準時のお考え方が変わらなければですね、その観点でも記載する必要があるのかどうか、
0:42:58	そこら辺のですね実角形確認をちょっとさせていただいたところです。
0:43:02	ちょっと今日こちらから事実確認させていただいたことを踏まえてですねまた補足説明資料の修正なりですね、
0:43:13	補足せえっと、申請書の添付書類、ここら辺についてですね、今日は、耐震と強度を0として、
0:43:24	さしてごめんなさい、コメントさせていただきましたけど、
0:43:28	その他にあるかどうかも含めてちょっと検討してですね、適正化していただければと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:38	関西電力の大本でございます。ありがとうございます。しっかり確認して補正したいと思います。
0:43:47	はい。規制庁西内です。
0:43:50	あと他に規制庁側から何かありますでしょうか。よろしいですか。
0:43:54	はい、じゃあ江藤一応今日、これである程度うち申した通り、届け出書兼で確認できたかなと思いますので、
0:44:03	まずは、あれですね今日、ヒアリングで確認させていただいた、
0:44:12	材料の話も含めてですけど、材料の話と、
0:44:17	適用条文の中で、試験検査性を確認している主語、
0:44:24	話すと、
0:44:25	あとは添付資料の要否の話ですね。
0:44:31	あとはRCA等RCW、すいませんRCSRCSのバウンダリーの検査、耐圧漏えい検査程度やってるのか、そういうところ虫警察の話。
0:44:42	これ今日ヒアリングで確認させていただいた内容を、
0:44:46	ちょっと補足説明書の方にも、記載箇所はおまかせしますので、ちょっと充実をしておいていただければと思います。
0:44:53	で、
0:44:54	その上で、最後に仲川からも話ありましたけども、今一度ちょっと関西電力の方で全体整理を確認いただいた上で必要なところは補正いただくというところに対応いただければと思いますがよろしいでしょうか。
0:45:09	関西電力の大本でございます。ご確認いただいた通り確認していきたいと思います。
0:45:18	はい。規制庁西内です承知しますと、
0:45:23	これ先ほどご確認もありましたけども、当初の届け出日から、基本的には30日以内に我々も適合性、
0:45:32	という観点で確認を進めるというのが基本的な制度になってますので、届け出の補正時期についてはわかる予定がわかりましたら速やかに事務局を通じて日程的なところ事務的なところをちょっとご連絡いただければと思います。
0:45:46	あわせて補足説明書の方も
0:45:49	今日の話の踏まえてちょっと充実化された提出をまたいただければと思います。
0:45:55	今、今日の話であればまずは資料提示された内容を確認して、必要がなければそのままもうヒアリングはせずに、こちらの方でも引き続き枠内を確認を進めていきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:05	はい。
0:46:06	というところでちょっと今後のスケジュールも含めてでしたけども、全体として関西電力側から何かありますでしょうか。
0:46:14	関西電力の大本でございます。特にございません。
0:46:18	はい。規制庁側全体として何かありますでしょうか。
0:46:23	はい。
0:46:24	規制庁の中でちょっとあと、ついでに気づいたところでこれも、この前ちょっとまたついでに気づいたところまでと言ってしまったんですが、
0:46:32	16 ページの例えば構造図についてもですね、今×となっていて理由の方は、蒸気圧駅は原子炉冷却系統施設として構造図を添付しているため、計測制御系統施設としてのテンパ不要というところで、
0:46:46	こちら辺りですね、恐らくはその新規制基準時の作成要領に基づいた考えでですねここを、
0:46:56	書かれているのかなと思っていて、一応蒸気発生器自体が主たる設備である原子炉冷却系統施設において構造図を添付しているため、
0:47:07	計測制御系統施設としての添付は不要であるというのを、
0:47:12	当時の作成要領に基づいた考えでこれは記載していると、そそういう理解でよろしかったですかね。
0:47:19	関西電力の大本でございます。その理解で結構でございます。はい、わかりました。ちょっとその確認だけさせていただきました。以上です。
0:47:29	はい。規制庁西内です。
0:47:31	他に規制庁側から全体として大丈夫でしょうか。
0:47:35	はい、では今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思います。ありがとうございました引き続きよろしくお願いいたします。
0:47:41	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。